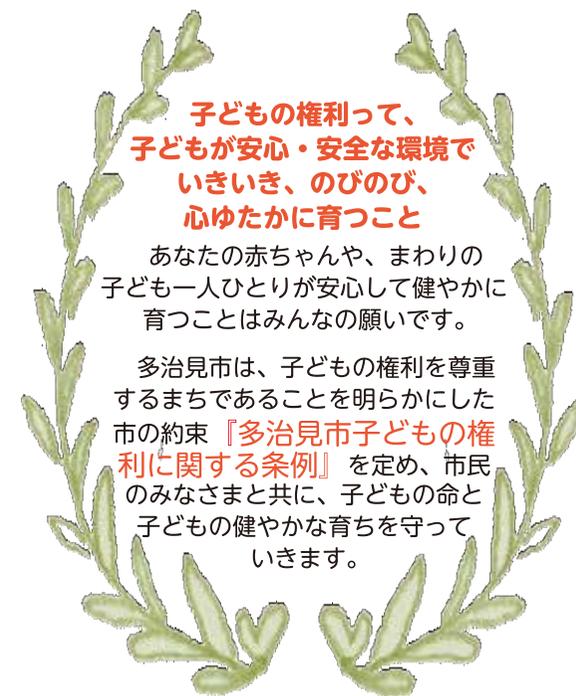


# 「子どもの権利」読本



**子どもの権利って、  
子どもが安心・安全な環境で  
いきいき、のびのび、  
心ゆたかに育つこと**

あなたの赤ちゃんや、まわりの  
子ども一人ひとりが安心して健やかに  
育つことはみんなの願いです。

多治見市は、子どもの権利を尊重  
するまちであることを明らかにした  
市の約束『**多治見市子どもの権利に関する条例**』を定め、市民  
のみなさまと共に、子どもの命と  
子どもの健やかな育ちを守って  
いきます。

多治見市くらし人権課  
TEL : 0572-22-1128 (直通)

## 子どもの権利相談室 「たじみ子どもサポート」

子どもの権利を守るための相談窓口です。  
何か気になることがあれば気軽に  
ご相談ください。保護者の方も相談  
できます。



- ★開設時間  
火曜日～金曜日 午後1時～午後7時  
土曜日 正午～午後6時  
(年未年始は休み)
- ★場所  
〒507-0034  
多治見市豊岡町 1-55  
ヤマカまなびパーク 4階
- ★電話…………… 0572-23-8666
- ★FAX…………… 0572-23-8786
- ★E-Mail
- ★LINE

(市ホームページを  
ご覧ください)



### 相談 (来室、電話、メール、LINE)

子どもの権利相談員が、話をじっくり  
聴きます。  
子どもの気持ちを大切にし、  
子どもの視点に立って、  
「子どもにとって最もいいこと」を  
一緒に考えていきます。



場合によっては、  
子どもの権利擁護委員\*1が、  
関係する人たちに話を  
聴き、解決に向け、取り  
組めます。



\*1…行政からの独立性を尊重され、子どもの  
立場に立って活動する人です。

### 解決



条例前文から読んでみよう！  
**子どもの権利を尊重するまち  
多治見**

条例の前文に、多治見市が目指す  
**子どもの笑顔があふれるまちづくり**  
＝  
**子どもの権利を保障するまちづくり**  
の  
理念が定められています。

**お** 互いを尊重し、共に支え合うまち  
周りの人が子どもを大切にすると、  
子どもは、  
自分を大切にすると、好きになる  
他の人を大切にすると、信頼する  
自己肯定と他者信頼の中で  
互いを尊重し合える力をつけていきます。



**子** どもが多治見の今と未来をつかって  
いっしょにできるまち  
子どもも、多治見を  
共につくっていく仲間です。  
地域の活動に参加したり、  
子どもたちの身近な生活の  
ことで思ったことを  
言ったりすることが出来ます。  
それができるようサポートすることが、  
私たちおとなの役割です。



**子** ども一人ひとりの違いを大切にし  
個性として尊重するまち  
名前も違えば顔も違う、  
好きなものや得意なことも  
それぞれです。  
同じ人間はこの世に  
一人もいません。  
それぞれが  
かけがえない存在です。



**平** 和と環境を大切にし、  
世界とつながっていくまち  
平和と豊かな環境の中で  
すこやかに成長できたとき、  
子どもの視線は  
自分が育った環境の外に  
広がります。  
自分ができることを見つけ、  
それができるよう  
可能な限り支援されます。



**子** どもが安心して自分らしく  
生きることが出来るまち  
安心して生きるって  
どういうこと？ それは、  
つらいときに安心して  
助けてといえることです。  
自分らしく生きるって  
どういうこと？ それは、  
それぞれの成長のしかたで  
自分をつくっていくことです。



こんな時あなたなら、

開く前に!

もし、子どもと子どもの服を選ぶとしたら・・・



AかBか、どちらかに決めたら、

もし、子どもと動物園に行ったら・・・



### たじみのたっくん 作・加藤洋子



たっくんの意見を聞いてるつもりだったけど、私が決める方が多いかも...



たっくんにとっては、アリの行列も珍しいもんね。おもしろいね。



どっちタイプ?

開く前に!

A

子どもに着てほしい、着せたい、おとなの好みの物を選ぶタイプ

B

子どもにどれがいいか聞いて、子どもとおとなと一緒に考えて選ぶタイプ

ひらいてみてね!

A

せっかく来たから、子どもの興味に関係なく周るタイプ

B

子どもとおとなと一緒に考えて周るルートを考えるタイプ

子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子どもは、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。(条例前文 子どもが安心して自分らしく生きることができるまちより)

市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。(条例第10条 意見表明や参加の促進より)

「意見表明」というと何だか難しく聞こえるけれど、自分の思いや考えていることを自由に出すこと。言い換えれば、気持ちを聴いてもらう、向き合ってもらふこと。



赤ちゃんも泣いたり笑ったりして気持ちを表します。

赤ちゃんが泣き続けるとき、

- ・抱っこして欲しいのかなと、抱っこしてみる…でも、泣きやまない
- ・お腹がすいているのかなと、授乳してみる…でも飲まない
- ・熱でもあるのかなと、おでこに手を当ててみる…

などなど、いろいろ想像して試してみることは、子どもの気持ちに向き合っているということ。

大きくなった時の「ねえあのね…」の呼びかけに耳を傾け、子どもの話を聴くことを大切に。



子どもは、気持ちを大切にしてくれる人がいるという安心感の中で自分らしく成長していきます。

多治見市子どもの権利条例 検索

